

平成23年度第2回契約監視委員会が、平成23年12月21日(水)、労働者健康福祉機構18階会議室において開催されましたので、その議事概要についてお知らせいたします。

平成23年度 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 第2回契約監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成23年12月21日(水) 13:10～ 14:10 独立行政法人 労働者健康福祉機構18階会議室	
委員	委員 田極春美(三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)主任研究員) 委員 竹内啓博(公認会計士) 委員 山本勲(慶應義塾大学商学部准教授) 委員 小宮山訓章(JILPT監事)(議事進行) 委員 吉原和行(JILPT監事(非常勤))	
審議対象期間	1. 平成23年8月～平成23年11月に契約締結された案件 2. 平成24年4月～平成25年3月に契約締結予定の案件	
1. 競争性のない随意契約 (平成23年度8月～平成23年11月契約締結)	2 件	
2. 一者応札・一者応募 (平成23年度8月～平成23年11月契約締結)	4 件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	下記のとおり	下記のとおり

意見・質問	回答
機構側から、審議案件について契約概要を説明し、全体をご審議いただいた。	
<b>1. 競争性のない随意契約、一者応札・一者応募(平成23年度8月～平成23年11月契約締結)</b>	
<b>【案件 1】</b>	
<b>「労働大学校構内施設定期改修工事」</b>	
現場説明会はいつ開催されたか？	9月1日公告期間が終了し、9月5日に現場説明会を開催した。
・入札日が9月16日では、現場説明会からの日数が短いのではないかと。公告期間内に入手できる仕様書だけでは業務内容・規模がわかりづらく、現場説明会ではじめて工事の正確な規模を把握できる仕組みのため、現場説明会から入札日までの日数が短いことで、社内調整や入札準備作業等がスケジュール的に厳しくなってしまったのではないかと。仕様書を読んで業務内容・規模がわかるようにする工夫の余地があるように思料する。 ・公告期間は12営業日となっているが、業者が入札参加の準備作業をすることが困難になっていないだろうか。9月5日から9月16日までの期間に金額を確定することが難しいという点で改善の余地があるのではないかと。	スケジュールの面で応札者が金額確定のための作業日数を確保できるよう検討する。
<b>【案件 2】</b>	
<b>「モニター調査「高齢者の継続雇用等に関する調査」</b>	
・「高齢者に関するモニター調査」は、公告期間が12営業日で、スケジュール的にモニターを確保することができないという辞退理由がある。応札できる業者が限られてしまっている。厚生労働省の要請ということで、モニター自体をかかえることは難しいと思われるので、業者がモニターを確保するために工夫できるように日程を確保していただけないのではないかと。	本件は、厚生労働省から緊急に実施するように求められ、限られた日程の中で調査を行うものであるため、タイトなスケジュールになっている。厚生労働省から仕様書の内容の詳細が届くのは調査開始まで差し迫ってかになった。この事情はご理解頂きたい。

意見・質問	回答
<p>・結果的にモニターを確保できる業者は限られてしまう。複数の業者が難しいといっているので、このような案件が出てきた場合、何らかの対応ができるのではないかと史料する。</p>	<p>厚生労働省の要請内容に基づいて、モニターを高年齢者で尚且つ、1歳刻みで区分した細かい設定になっているため、結果的に一定規模以上のモニターを抱えている規模の大きい業者になってしまう。</p>
<p>・厚生労働省からの依頼は何月何日に届いたのか。どの程度の緊急性があった調査なのか知りたい。</p>	<p>手元の資料では詳細な日程は不明だが、まず、調査の概要についての連絡が届いて、段階的に仕様書が確定していく流れである。その間、何回のやりとりをしたかについては、把握できていない。 (契約監視委員会後に日程について調べた結果) 6月17日: 厚労省から要請の打診、部門と相談 6月28日: 参考見積りを依頼する業者に打診 6月30日: 仕様書案を経理に相談、調査会社に参考見積り依頼＝最終的に仕様書が確定 7月1日: 参考見積り受け取り 7月6日～7月22日: 公告期間 7月28日: 入札 8月、調査開始 9月30日: 納期</p>
<p>・モニター区分を踏まえて考えた場合、引き受けられた業者と辞退した業者の違いをどのような点にあるのか。</p>	<p>調査会社が常に抱えているモニターの規模による。本件の仕様書では、55歳から65歳、年齢別に1歳刻みで、男女別のモニター確保を要件としているが、これだけの規模のモニターを抱えている業者はそう多くは無いということである。</p>
<p>・引き受けた業者はそれだけのモニターを抱えているということは、機構として以前から承知していたということか。</p>	<p>下見積りを入手する過程で、実際に見積書が提出されれば、その業者は仕様書に合うモニターを抱えていて調査を請け負うことが可能と判断する。開札の結果、落札業者は、下見積り依頼した業者であった。</p>
<p>・この件で参考見積りも、落札した業者以外の見積りもはとっているのか。</p>	<p>とっていない。原則として1社からの入手である。</p>
<p>・なぜ1社なのか。</p>	<p>あくまでも事前の下見積りを入手するのは、予定価格算出を目的したものであり、一定金額を超えなければ1社の参考見積りで行う。提出された下見積りの金額が政府調達金額を超えている場合、複数の業者の下見積りの提出をお願いすることになっている。</p>
<p><b>【案件 3】</b></p>	
<p><b>「モニター調査「高齢者の継続雇用等に関する調査」及び「第2回働くこと学ぶことについての調査」</b></p>	
<p>・「第2回働くこと学ぶことについての調査」はどちらの業者から参考見積りを入手して、どちらの業者が落札したのか。</p>	<p>参考見積りを入手した業者が落札した。</p>
<p>・業務内容をによっては、入札に参加可能な業者が限定されることもある。結果的に1者応札になることは仕方がないだろう。ただ、下見積り依頼が届いた段階で、他社に先立って仕様内容を伝えてしまうことであり、不公平になっているように史料する。予定価格作成の参考として下見積りをとることが、結果的に下見積り依頼した業者に入札情報を提供していることになっていないだろうか。つまり、見積り依頼が来ていない業者にとっては、情報が届いていけば事前に十分準備し対応できたかもしれないということになり、不公平な点は少々問題になるように思われる。このあたりの議論はされているのか。</p>	<p>一般競争入札の公告期間について、定められた期間よりも長めに設定している。基本的には、それを満たせば、問題はないと考えている。</p>
<p>・ただ、応札する側からすると業務内容に関する情報をもらってから、準備をすることになる。契約が決まってから翌月に業務を開始しなければならないのは、難しい場合もあるのではないかと。 ・厚生労働省では、参考見積りを複数者からとっていると聞いている。同様の対応を行っている独法もある。参考見積りを入手できる業者を1社しか承知していない場合、他の機関(独法)の情報を得て、できるだけ複数の参考見積りを取る必要があるのではないかと。ある案件はA社、この案件はB社と予め決まっていると見られかねない。第三者から見ると適性な契約になるように改善の余地はあると思う。</p>	<p>今後の取り組みに記載したように、複数の業者から参考見積りをとるなど、競争性のある契約になるよう改善を図りたい。</p>

意見・質問	回答
	<p>現行では、1社から参考見積もりをとった時点で、例えば役務で1500万円を超える場合、政府調達案件に該当するため、他の業者からも見積もりを取り、官報に掲載する手続きをとることになっている。「第2回働くこと学ぶことについての調査」は、政府調達の案件で官報公告するため、今回の落札業者以外に参考見積もりを入手した。ただ、2社目として参考見積もりを提出した業者は、仕様書を取りに来なかった。そうしたこともあり、1者応札になってしまった。</p>
<p>・そのような事情があるとすれば、1者応札を回避することは難しいが、なぜ辞退したのか。</p>	<p>入札に参加する意思はなくても参考見積りの提出に協力してくれる場合がある。</p>
<p>・「高年齢者調査」は、高年齢者でしかも就労しているモニターを事前に準備する必要があり、その仕様の内容を踏まえると、実際に請け負った業者はこのような条件のモニターをよく確保していると感心する。準備期間が一定程度かかるものであるから、見積もりを出した時点である意味で有利であったと思われるので、公平な競争を確保するためにも、準備期間に余裕があるのはよいこと。</p>	<p>同様のモニター規模の大きな案件では、複数社から見積もりをとるようにする。</p>
<p>・私の見解では、「第2回働くこと学ぶことについての調査」は、それほど準備期間に問題はなく、実際の調査期間の要件が辞退理由になっているように思う。つまり、準備期間は長く、一方で実査の期間が短いということも問題であると思われる。逆に、労働大学の工事の案件は、準備期間が短いように思う。この2つの案件を比べて見てみると、アンバランスな印象がある。</p> <p>・公告期間中に現場説明会を開催できないか。施設改修工事の案件は、仕様書だけでは、キュービクルに関する規模の大きな工事であることが判断できないように思われる。</p>	<p>労働大学の案件は、改修工事の設計・監理を担当する業者が同席しての説明会開催が必要であり、一同に集まって頂いて、現場を業者に見てもらいながら業務説明を行った。現場説明会に先立ち、公告期間内に予め設計図を仕様書と併せて業者に渡すなど、改善を図りたい。</p>
<p>・複数社からの参考見積の入手、日程上の工夫の点については、改善余地がある。以上、随意契約、一者応札案件については、概ね適性に行われているという審議結果でよろしいか。</p> <p>・(委員)了承。</p>	
<p>・頂いたご意見を踏まえて対応していくように。</p>	<p>今後できるかぎり多くの案件について、複数の業者から参考見積もりをとることとする。</p>
<p><b>2. 契約事前点検(平成24年度4月～平成25年3月)</b></p>	
<p><b>【案件 1】</b></p>	
<p><b>「情報ネットワークシステム運用管理・支援等業務の委託」</b></p>	
<p>・入札公告の13ページにある技術提案書一式とはどれくらいのボリュームを求めているのか。評価の仕方は総合評価か。評価の配点は明示されているのか。</p>	<p>20ページ程度。お手元の仕様書とは別に「総合評価基準書」が業者に手渡されている。これによって業者側はどのように評価されるのかが理解できる。</p>
<p>・現在のところ、複数の業者が仕様書を入手してきているという理解でよろしいか。1者応札にはならないという見込みであるか。</p>	<p>前回の1者応札になった辞退理由に挙がっていた点を踏まえて、著作権に関する事項を改善するとともに、「当該機器」のメンテナンスの経験を応札資格としていたところを、「類似の機器」と条件を緩和した。</p>
<p><b>【案件 2】</b></p>	
<p><b>「労働大学の施設管理」</b></p>	
<p>・「労働大学の施設管理」の案件は、これから公告されるということか。現場説明会はいつ開かれるのか。</p>	<p>年明けに入札公告を開始、終了は2月24日である。現場説明会は、2月29日の予定である。</p>
<p>・公告期間を延ばすよりも、説明会をもう少し前倒しにして、入札までの期間を十分に取る方が好ましいのではないか。ただ、先ほどの改修工事の案件よりは仕様書が詳細な上、業務内容的に理解が簡単なものと思われる。</p> <p>・先ほど1者応札で審議頂いた労働大学の案件は施設定期改修工事であったので、業務内容がわかりにくいところがあったかもしれないが、この案件は施設管理であるから、さほど仕様書で問題になることはないだろう。</p>	<p>以上、事前点検案件については、頂いたご意見を留意しながら実施する。</p>
<p><b>3. 前回の委員会で審議された内容の補足説明</b></p>	
<p><b>「SAS(統計分析処理パッケージソフト)年間契約」</b></p>	
	<p>&lt;参考資料により、利用実績13名の利用内容の詳細について説明。SASを活用した研究成果例を提示。&gt;</p>

意見・質問	回答
<p>・継続性のある事業や研究については、過去の資源の有効活用という観点から従来どおりSASを使うことは適切であると思料する。一方、単年度で終わるような事業については、案件別に考えて適切な統計ソフトを利用するとよい。今回の説明でSASの必要性は理解できた。</p>	
<p><b>4. 委員最終意見</b></p>	
<p>契約にあたっては、本日の審議、意見を、今後の取り組みに活かして頂きたい。</p>	